

甲府市議会における定数及び報酬等について  
(中間報告)

平成26年8月  
定数及び報酬等に関する議員研究会

## 目次

I	研究会設置の経過及び目的	1
II	本市における議員定数・報酬の推移	3
III	研究会・視察の経過と内容	5
IV	他都市との定数・報酬の比較	7
1	定数	7
(1)	特例市での比較(40市)	
(2)	県庁所在都市(30万人以上の都市除く)での比較(13市)	
(3)	類似都市(人口15~25万人)での比較(74市)	
(4)	全体での比較(95市)	
(5)	定数に係る比較のまとめ	
2	報酬	10
(1)	特例市での比較(40市)	
(2)	県庁所在都市(30万人以上の都市除く)での比較(13市)	
(3)	類似都市(人口15~25万人)での比較(74市)	
(4)	全体での比較(95市)	
(5)	報酬に係る比較のまとめ	
V	研究会における委員の主な意見	13
1	定数について	13
(1)	現状維持の主な意見	
(2)	減の主な意見	
2	報酬について	14
(1)	現状維持の主な意見	
(2)	減の主な意見	
VI	まとめ	15
VII	資料	17

## I 研究会設置の経過及び目的

平成 23 年 6 月定例会において、報酬を減額する条例改正案が提案、否決されたが、「今後の議会改革の中で、議員定数などとあわせて検討する。」ことなどが確認された。

この議論の内容を踏まえ、会派代表者会議で協議し、定数及び報酬等に関して今任期中に十分かつ慎重に調査研究を行うため、平成 24 年 3 月 8 日に「定数及び報酬等に関する議員研究会」を設置した。

〔設置までの経過〕

○ 平成 23 年 6 月 14 日（6 月定例会）

議員報酬月額 5 万円を減額するという内容の「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」が提案され、否決されたが、「今後の議会改革の中で、議員定数などとあわせて検討する。」、「過去の経過を踏まえ、十分議論を重ねる必要がある。」ことが確認された。

○ 平成 23 年 8 月 3 日（会派代表者会議）

議員報酬、議員定数、議会基本条例等について、今後どのように進めていったらよいのか、特別委員会又は研究会等を立ち上げるのか協議を行った。

○ 平成 23 年 8 月 23 日（会派代表者会議）

議員報酬、議員定数及び議会基本条例等について、引き続き各会派で協議を行い、次回に意見を持ち寄ることとした。

○ 平成 23 年 8 月 31 日（会派代表者会議）

議会として、議会改革についての研修会を開催することを決定した。

○ 平成 23 年 11 月 25 日

研修会（講演会）を開催した。

講師：野村稔氏（元全国都道府県議長会議事調査部長）

テーマ：「議会改革等について」

会場：総合市民会館 2 階研修室

○ 平成 24 年 1 月 30 日（会派代表者会議）

研修会（講演会）の内容を踏まえて、市議会の現状把握や問題点の抽出等を各会派で意見集約することを確認した。

○ 平成 24 年 2 月 28 日（会派代表者会議）

議員の定数と議員報酬については、研究会を設置し、それ以外の議会改革については、議会運営委員会で検討していくこととなった。

○ 平成 24 年 3 月 8 日（会派代表者会議）

研究会の名称を「定数及び報酬等に関する議員研究会」とし、16 人の体制で行うこととなった。

○ 平成 24 年 4 月 9 日（会派代表者会議）

座長を議長、副座長を副議長とし、第 1 回目の「定数及び報酬等に関する議員研究会」を 4 月 27 日に開催することとした。

## Ⅱ 本市における議員定数・報酬の推移

〔定数の推移〕

議 員 選 挙	議 員 数	法 定 数
明治22年7月19日・20日 市政当初の総選挙	30人	
明治23年5月28日・29日 総改選	30人	
(明治26年5月、明治29年5月、明治32年5月、明治35年5月、明治38年5月、明治41年5月、明治44年5月 半数改選)		
大正3年5月28日 総選挙	30人	
大正7年5月28日 総選挙	36人	
大正11年5月28日 総選挙	36人	
大正15年5月28日 総選挙	36人	
昭和5年5月28日 総選挙(普選法による初の選挙)	36人	
昭和9年5月28日 総選挙	36人	
昭和13年5月28日 総選挙(隣村合併後初の市議会議員選挙)	36人	
昭和17年6月8日 総選挙	36人	
昭和22年4月30日 執行	36人	36人
昭和26年4月23日 執行	36人	36人
昭和30年4月30日 執行	36人	36人
昭和34年4月30日 執行	40人	40人
昭和38年4月30日 執行	40人	40人
昭和42年4月28日 執行	40人	40人
昭和46年4月25日 執行	40人	40人
昭和50年4月27日 執行	40人	40人
昭和54年4月22日 執行	40人	40人
昭和58年4月24日 執行	40人	40人
昭和62年4月26日 執行	36人	40人
平成3年4月21日 執行	36人	44人
平成7年4月23日 執行	36人	40人
平成11年4月25日 執行	34人	44人
平成15年4月27日 執行	34人	34人
平成18年4月9日 執行(合併に伴う増員 中道3人、上九1人)	38人	38人
平成19年4月22日 執行	32人	34人
平成23年4月24日 執行	32人	

法定数：地方自治法において、人口区分ごとに規定する議員定数。直近の国勢調査結果を基にその定数が定められてきた。

改正により、平成15年1月からは議員定数の上限を規定する内容に変わり、平成23年8月からは議員定数の上限そのものが撤廃され、法定数はなくなった。

この変更に合わせて、平成 14 年 6 月 19 日、本市においても「甲府市議会議員の定数を減少する条例」（昭和 60 年 12 月条例第 44 号）を廃止し、「甲府市議会議員の定数を定める条例」を制定した。

〔報酬の推移〕

	議 長	副 議 長	議 員	摘 要
昭和22年02月06日	4,500円	3,600円	3,000円	
昭和22年06月25日	20,000円	15,000円	12,000円	
昭和23年04月01日	40,000円	30,000円	24,000円	
昭和23年10月18日	60,000円	45,000円	36,000円	
昭和24年04月15日	72,000円	60,000円	48,000円	
昭和28年01月31日	84,000円	72,000円	60,000円	
昭和31年10月01日	24,000円	25,000円	23,000円	新条例
昭和35年12月27日	40,000円	35,000円	33,000円	
昭和36年12月16日	50,000円	45,000円	43,000円	
昭和39年01月01日	60,000円	55,000円	53,000円	
昭和41年03月31日	65,000円	60,000円	57,000円	
昭和44年10月06日	90,000円	83,000円	80,000円	
昭和46年12月23日	120,000円	110,000円	105,000円	
昭和48年12月22日	170,000円	150,000円	145,000円	
昭和49年12月25日	230,000円	210,000円	200,000円	
昭和52年03月29日	280,000円	260,000円	250,000円	
昭和54年12月18日	320,000円	300,000円	290,000円	
昭和56年07月08日	380,000円	355,000円	345,000円	
昭和60年07月08日	430,000円	400,000円	390,000円	
昭和62年12月23日	490,000円	455,000円	445,000円	
平成02年03月23日	560,000円	520,000円	505,000円	
平成04年03月26日	630,000円	580,000円	560,000円	
平成09年03月25日	660,000円	610,000円	590,000円	
平成15年04月01日	620,000円	570,000円	550,000円	議員発議による
平成19年05月01日	660,000円	610,000円	590,000円	

報酬額については、昭和 31 年 9 月 30 日以前は「市議会議員等の報酬額及び費用弁償額並びに支給条例(昭和 22 年 2 月条例第 6 号)」に、昭和 31 年 10 月 1 日以降は「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」において規定。

本市では、平成 11 年に議会開催に伴う費用弁償を廃止して以降、交通費は支給されていない。

議員には退職金制度はなく、議員年金についても平成 23 年に制度が廃止された。

### Ⅲ 研究会・視察の経過と内容

「定数及び報酬等に関する議員研究会」については、平成 24 年 3 月 8 日に設置され、視察を含め 10 回にわたり議論を重ねてきた。

概要については、次のとおり。

○ 第 1 回（平成 24 年 4 月 27 日）

定数及び報酬等に関する議員研究会の設置の経過について、事務局の説明の後、意見交換を行った。

今後のスケジュールとしては、平成 24 年度中に 4 回程度実施することとした。

○ 第 2 回（平成 24 年 7 月 26 日）

特例市（41 市）及び県内各市議会の、議員数及び議員報酬等に関する資料を提出した。

さらに、委員から「議員活動と議員定数及び報酬との関連性の考え方」について、会津若松市の取組に関する資料に基づいて説明があり、その後、意見交換を行った。

○ 第 3 回（平成 24 年 11 月 19 日）

地方自治法の一部改正に伴い、会議規則及び委員会条例の改正並びに政務調査費の交付に関する条例及び規則の改正について、事務局の説明の後、意見交換を行った。

○ 第 4 回（平成 24 年 12 月 4 日）

政務調査費の交付に関する条例等の改正について、事務局の説明の後、意見交換を行った。

○ 第 5 回（平成 25 年 2 月 14 日）

政務活動費の交付に関する要綱について、事務局の説明の後、意見交換を行った。

次に、他都市の議員報酬等について、人口 15 万人から 25 万人の市（68 市）、県庁所在都市（31 市）及び特例市（40 市）の議員報酬等に関する資料に基づいて、事務局の説明の後、意見交換を行った。

○ 第6回（平成26年2月6日～7日）

兵庫県明石市を視察（2月6日）

説明資料に基づき、定数・報酬について検討の経緯の説明を受けた後、質疑応答を行った。

兵庫県三田市を視察（2月7日）

説明資料に基づき、議会改革（議会基本条例、議会報告会、議員間討論及び議員定数と報酬）について説明を受けた後、質疑応答を行った。

○ 第7回（平成26年2月17日）

大雪のため延期

○ 第7回（平成26年4月28日）

定数・報酬について意見交換を行い、平成26年9月定例会までに定数・報酬について一定の方向性を研究会として出すこと、次回には各委員が定数・報酬を増やすのか、減らすのか、現状維持なのか、考えを発言することを確認した。

○ 第8回（平成26年5月20日）

各委員から、定数・報酬についての考えとその理由について発言を受けた後、意見交換を行った。

次回には、定数・報酬を削減すると発言した委員が、具体的にどのくらい削減するか提示することを確認した。

○ 第9回（平成26年7月14日）

定数・報酬について、具体的削減数を確認した後、意見交換を行った。

次回には、これまでの取組を中間報告として取りまとめたものを確認するとともに、公表のあり方について論議することを確認した。

○ 第10回（平成26年8月4日）

中間報告書（素案）の内容確認とともに、取扱についての意見交換を行い、今後、中間報告書については、会派代表者会議に提出した後、市議会ホームページにおいて公表していくことを確認した。

## IV 他都市との定数・報酬の比較

財政規模が類似している「特例市」、各都道府県において中核的な位置にある「県庁所在都市」、人口規模が類似している「類似都市」、それぞれの類型における本市の現状を分析する必要があることから、定数・報酬の比較を行った。

なお、県庁所在都市については規模が大きく異なるものは比較の対象として適当でないことから、30万人以上の都市を除き、類似都市については人口規模を15万人から25万人とした。

### 〔留意事項〕

- ・ 表中の「順位」は、昇順による順位。
- ・ 議員1人当たり議会費は、議会費（議員報酬と政務活動費や事務局職員人件費、市議会だよりの印刷等経常的な経費を含む）を議員数で除した額。
- ・ 全体の95市は、類似都市・県庁所在都市・特例市の合計のうち、重複都市を除いた都市。

### 1 定数

#### (1) 特例市での比較（40市）

議員数（単位：人）

甲府市	特例市（40市）		最大値：45 最小値：26
	平均	順位	
32	32	18/40	

議員1人当たり人口（単位：人）

甲府市	特例市（40市）		最大値：12,978 最小値：5,352
	平均	順位	
6,057	8,055	3/40	

状況

特例市 40 市での比較では、議員数は少ないほうから 18 番目、議員 1 人当たり人口は少ないほうから 3 番目。

(2) 県庁所在都市（30 万人以上の都市除く）での比較（13 市）

議員数（単位：人）

甲府市	県庁所在都市(13市) (30万人以上の都市除く)		最大値：41 最小値：28
	平均	順位	
32	35	2/13	

議員 1 人当たり人口（単位：人）

甲府市	県庁所在都市(13市) (30万人以上の都市除く)		最大値：9,653 最小値：5,716
	平均	順位	
6,057	7,201	4/13	

状況

30 万人以上の都市除く県庁所在都市 13 市での比較では、議員数は少ないほうから 2 番目、議員 1 人当たり人口は少ないほうから 4 番目。

(3) 類似都市（人口 15～25 万人）での比較（74 市）

議員数（単位：人）

甲府市	人口15～25万人(74市)		最大値：36 最小値：21
	平均	順位	
32	29	51/74	

議員 1 人当たり人口（単位：人）

甲府市	人口15～25万人(74市)	
	平均	順位
6,057	6,633	21/74

最大値：8,762

最小値：4,887

状況

類似都市 74 市での比較では、議員数は少ないほうから 51 番目、議員 1 人当たり人口は少ないほうから 21 番目。

(4) 全体での比較 (95 市)

議員数 (単位：人)

甲府市	全体 (95市)	
	平均	順位
32	31	57/95

最大値：45

最小値：21

議員 1 人当たり人口 (単位：人)

甲府市	全体 (95市)	
	平均	順位
6,057	7,136	21/95

最大値：12,978

最小値：4,887

状況

全体 95 市での比較では、議員数は少ないほうから 57 番目、議員 1 人当たり人口は少ないほうから 21 番目。

(5) 定数に係る比較のまとめ

議員数は、特例市や 30 万人以上の都市除く県庁所在都市との比較では中位又は上位となるが、類似都市 (人口 15～25 万人) との比較では下位になる。

議員 1 人当たり人口は、いずれとの比較においても上位となり、本市においては

6,057人に1人が市議会議員という割合となっている。

## 2 報酬

### (1) 特例市での比較(40市)

議員の報酬(年額:期末手当含む 単位:円)

甲府市	特例市(40市)		最大値: 11,092,200 最小値: 6,818,952
	平均	順位	
9,168,600	8,778,082	26/40	

議員1人当たり議会費(単位:円)

甲府市	特例市(40市)		最大値: 22,903,250 最小値: 13,418,813
	平均	順位	
17,794,219	17,442,566	22/40	

状況

特例市40市での比較では、議員の報酬は少ないほうから26番目、議員1人当たり議会費は少ないほうから22番目。

### (2) 県庁所在都市(30万人以上の都市除く)での比較(13市)

議員の報酬(年額:期末手当含む 単位:円)

甲府市	県庁所在都市(13市) (30万人以上の都市除く)		最大値: 11,003,075 最小値: 6,977,460
	平均	順位	
9,168,600	8,930,502	6/13	

議員 1 人当たり議会費（単位：円）

甲府市	県庁所在都市(13市) (30万人以上の都市除く)	
	平均	順位
17,794,219	18,153,073	6/13

最大値：22,358,563

最小値：13,630,912

状況

30万人以上の都市除く県庁所在都市13市での比較では、議員の報酬は少ないほうから6番目、議員1人当たり議会費は少ないほうから6番目。

(3) 類似都市（人口15～25万人）での比較（74市）

議員の報酬（年額：期末手当含む 単位：円）

甲府市	人口15～25万人(74市)	
	平均	順位
9,168,600	8,184,068	54/74

最大値：11,092,200

最小値：6,216,000

議員 1 人当たり議会費（単位：円）

甲府市	人口15～25万人(74市)	
	平均	順位
17,794,219	16,362,693	55/74

最大値：22,931,853

最小値：11,715,267

状況

類似都市74市での比較では、議員の報酬は少ないほうから54番目、議員1人当たり議会費は少ないほうから55番目。

(4) 全体での比較 (95市)

議員の報酬 (年額: 期末手当含む 単位: 円)

甲府市	全体 (95市)	
	平均	順位
9,168,600	8,445,648	62/95

最大値: 11,092,200

最小値: 6,216,000

議員1人当たり議会費 (単位: 円)

甲府市	全体 (95市)	
	平均	順位
17,794,219	16,882,722	61/95

最大値: 22,931,853

最小値: 11,715,267

状況

全体95市での比較では、議員の報酬は少ないほうから62番目、議員1人当たり議会費は少ないほうから61番目。

(5) 報酬に係る比較のまとめ

議員の報酬は、特例市や30万人以上の都市を除く県庁所在都市の中ではほぼ中位となるが、類似都市(人口15~25万人)の中では下位になっている。

議員1人当たり議会費も議員の報酬と同様の傾向で、特例市や30万人以上の都市を除く県庁所在都市の中ではほぼ中位となるが、類似都市(人口15~25万人)の中では下位になっている。

## V 研究会における委員の主な意見（第8回・第9回研究会の意見集約）

7回にわたる研究会・視察を通して、他都市との比較等の調査研究を行った結果、第8回・第9回の研究会において、定数・報酬は現状を維持するのか、増減するのかについて、各委員から発言があったので、主な意見を集約した。

### 1 定数について

「現状維持」とする委員…… 9人

「減」とする委員…… 5人

「減」とする委員の具体的な数

4人減…… 2人

2人減…… 3人

#### (1) 現状維持の主な意見

- 議会権能・チェック機能の高さを維持する必要がある。また市民の意見を聴き、市政につなげていくためには減らすべきではない。
- 財政問題から定数を考えるのではなく、議会の権能、少数意見を反映させることを考えることが必要。
- 議員定数は行革の一環、コスト論の中で削減されてきた。多様な民意を反映するさまざまな出身の人が当選できることが、市議会、議員一人一人の資質を高めることになるので減らすべきではない。
- 議会としての機能が果たせる定数を考えた場合、議員の活動内容等を考えると、32人という数字は、本市において適切な数字である。
- 定数の増減を考える前に、議会の活動をもっとアピールする必要がある。

#### (2) 減の主な意見

- 財政的な見地から、同程度の都市を参考に減らしたほうがいい。
- 市民の意見を反映させるという議員の役割から考えたときに、議員数が多いという市民の意見がある中で、削減は必要である。
- 少子高齢化や財政的なことなど、先々のことを考えると減らすべきである。
- 議会権能をしっかりと果たせるのかを考えるべきだと思うが、20万人に満たな

い甲府市としては、減らしたほうがいい。

## 2 報酬について

「現状維持」とする委員……10人

「減」とする委員……4人

「減」とする委員の具体的な月額

60,000円～90,000円減……1人

30,000円減……2人

10,000円減……1人

### (1) 現状維持の主な意見

- 他都市では、報酬が低くて立候補者がいないところもあるので、有能な人材を確保するためには、生活上の憂いをなくすため、生活基盤は築いておくべきであるので現状維持でいいと思う。
- 議員の給与は、会社の退職金や手当等、総合的に比較すると全然足りない。職員と単純に比較すべきではない。そういう点を市民には説明していくことが必要。
- 議員の業務は、ますます煩雑多様・多忙化しており、専門職として集中せざるを得ないようになっている。こういう中で一定の活動費を保障するのは当然であり、減らすべきではない。
- 現状が妥当なのか、特別職等報酬審議会で審議することも必要。
- 議員が自分たちで1人分くらいの費用を捻出することで、現状維持でいいと思う。

### (2) 減の主な意見

- 市民の意見は「多い」と言われているので、削減は必要であると思う。
- 公務員給与も削減されている状況があり、若干下げる必要がある。
- 生活することと、議員活動を担保するための議員活動費と分けて考えたらどうかと思う。市民の高いという意見を聞き、政務活動費は充実して、報酬は削減すべきだと思う。

## VI まとめ

本研究会は、定数及び報酬等に関して今任期中に十分かつ慎重に調査研究を行うため、平成 24 年 3 月 8 日に設置され、以来、10 回にわたり議論を重ねてきた。

平成 24 年度は、当初、特例市及び県内各市議会等の状況を中心に、定数・報酬について調査研究していたが、地方自治法の一部改正に伴い「政務調査費」が「政務活動費」へと変わったことから、その趣旨や運用等についても意見交換を行った。

平成 25 年度は、近年、定数条例の改正を行った明石市・三田市に、改正に至る経緯や論点などについて、2 月 6 日、7 日に視察を行った。この視察を踏まえた研究会を予定していたが、2 月 14 日からの観測史上最多となった降雪の影響から開催できず、翌年度に延期となった。

平成 26 年度は、翌年に改選を控えていることから定数と報酬を最優先課題とし、9 月定例会を目途に研究会としての意見集約を図ることとし、4 回にわたって意見交換を行った。

他都市との比較では、定数については、県庁所在都市としての役割や財政規模の視点から見ると中位となっているが、単純に人口で比較した場合の議員数は下位であった。

特に議員 1 人当たり人口は、人口の多い市ほど多く、人口の少ない市ほど少なくなる傾向がある。本市は他都市との比較では少ない状況であるが、反面、より多くの市民の声が市政に届くというメリットも考えられる。

報酬についても定数と同様の傾向で、県庁所在都市や特例市との比較では中位になっているが、単純に人口規模が類似している都市との比較では下位となっている。

なお、本市においては議会開催に伴う費用弁償を平成 11 年に廃止しているが、現在も支給している都市があることや、政務活動費の額も都市間で差があることなどから、単純に報酬の額だけではなく、これらを含めた検討をより進めていく必要があることが確認された。

また、報酬の額ばかりが取り上げられているが、議員年金が平成 23 年 6 月に廃止されていることや、退職金は制度がなく、交通費も支給されないこと、税や保険料の賦課状況等についても積極的に公表して、現状を市民に理解してもらうことが必要であるとの意見が多くあった。

定数・報酬に対する各委員からの意見には、「現状維持」・「減」それぞれがあったが、全体としては「現状維持」とする意見の方が多かった。

ただし、本研究会は、あくまでも「定数及び報酬等に関して、十分かつ慎重に調査研究を行うこと」を目的としていることから、各委員から発言があった多様な意見についてはこれを尊重し一本化は行わず、意見集約にとどめるものとする。

今後は、「現状維持」・「減」両論を併記した研究会の中間報告を会派代表者会議に提出し、同会議において現状維持か、定数・報酬を変更する条例改正を行うか、調整を図る。なお、今任期中は、必要に応じて研究会を開催する。

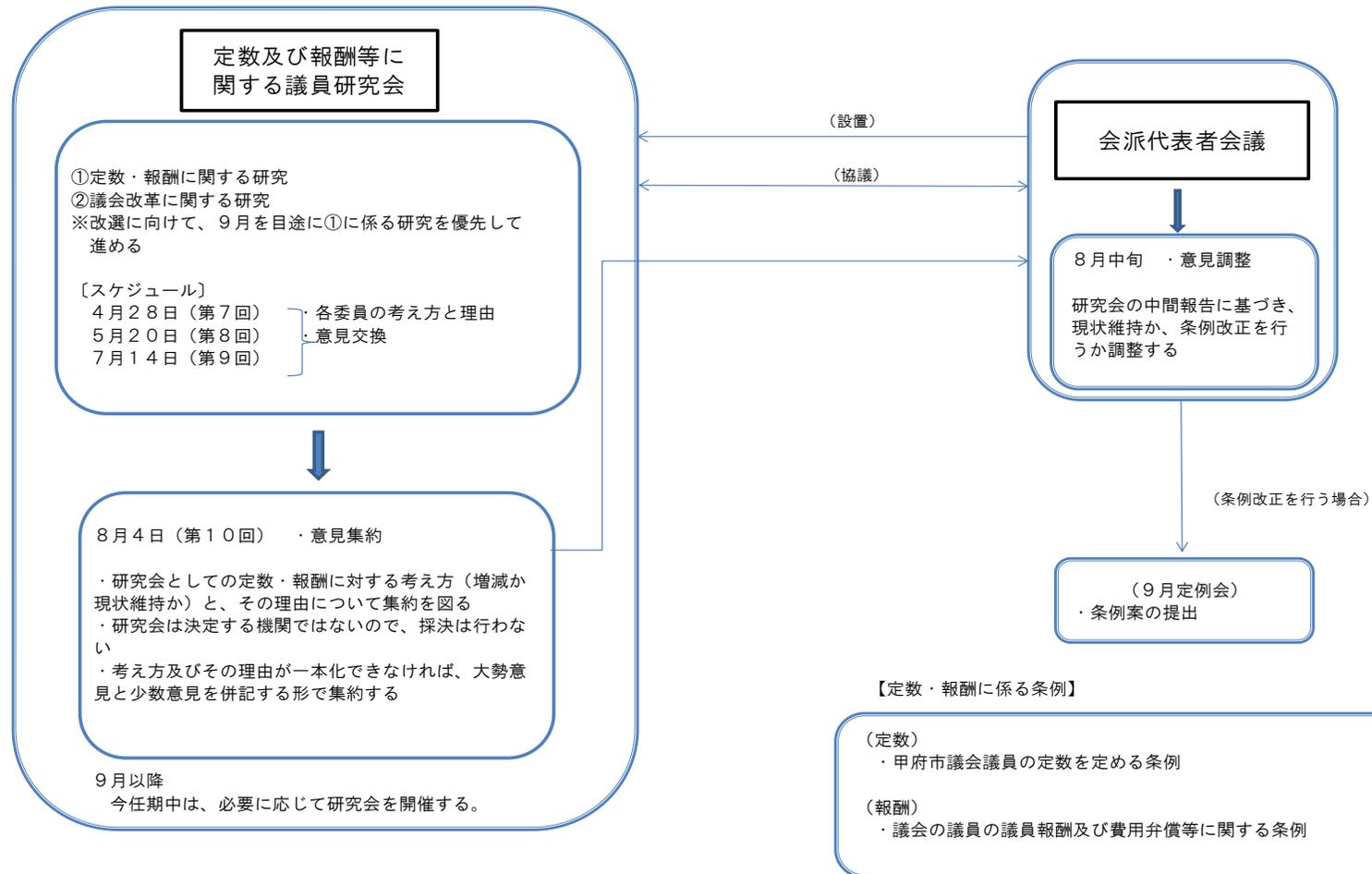
# 定数・報酬等に係るフローチャート

## 定数及び報酬等に関する議員研究会（平成24年3月8日設置）

### 〔設置の経過及び目的〕

平成23年6月定例会において、議員報酬を減額する条例改正案が提案されたが、「今後の議会改革の中で、議員定数などとあわせて検討すべきである等」の理由から、否決。

この議論の内容を踏まえ、会派代表者会議で協議し、定数及び報酬等に関して、今任期中に十分かつ慎重に調査研究を行うため、当研究会を設置。



## 定数及び報酬等に関する議員研究会委員名簿

平成 26 年 6 月 17 日現在

座 長	齊 藤 憲 二
副 座 長	鈴 木 篤
委 員	森 沢 幸 夫
	佐 藤 茂 樹
	廣 瀬 集 一
	岡 政 吉
	長 沼 達 彦
	野 中 一 二
	清 水 仁
	山 中 和 男
	兵 道 顕 司
	佐 野 弘 仁
	石 原 剛
	清 水 英 知
	山 田 弘 之
	神 山 玄 太